

農用地利用集積計画による利用権設定申出書

農用地利用集積計画による利用権の設定をしたいので申し上げます。

米子市長 様

捨印



捨印



令和 年 月 日

1

	住 所	氏 名	生年月日	電話番号
利用権設定を受ける者 (受け手)		Ⓜ		
利用権を設定する者 (出し手)		Ⓜ		
(代理人)				

2 設定する利用権の内容

利用権を設定する土地 (米子市)						設定する利用権					
所在		地番	地目		面積(m ²)	利用権の 種類	内容 (作物等)	契約期間 (年)	始期	借賃 (/10a) 借賃 (/1筆)	支払方法
大字	字		登記簿	現況							
						貸貸借					現金・物納
						使用貸借					振・宅
						貸貸借					現金・物納
						使用貸借					振・宅
						貸貸借					現金・物納
						使用貸借					振・宅
						貸貸借					現金・物納
						使用貸借					振・宅
						貸貸借					現金・物納
						使用貸借					振・宅

利用権設定者以外の同意記入欄 (共有者又は相続関係人等)	住所				備考
	氏名	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	
	権原の種類	共有者・法定相続人	共有者・法定相続人	共有者・法定相続人	

3 利用権の設定を受ける者(受け手)の農業経営の状況

経営面積	a
------	---

世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況

農業従事者	雇用労働力
人	人
	日

農機具の保有状況

種類	台数
トラクター	
田植機	
コンバイン	
乾燥機	
その他 ()	

共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額
乙は、災害その他の不可抗力によって借賃より少ない収益を得たときは、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第609条の規定により、その収益の額に至るまで、借賃の減額を請求することができる。この場合において、当該減額されるべき額は、甲、乙及び米子市が協議して定めるものとし、必要に応じて、米子市農業委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙は、あらかじめ米子市と協議した上、甲の承諾を得なければ、利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、乙は、甲に対し、その償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が、別途協議するところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に、目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による変更又は目的物の通常の利用により生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を甲に請求することができる。
ウ イにより有益費の償還の請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙の双方の申出に基づき米子市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項を変更しないものとする。ただし、甲、乙及び米子市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (10) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義を生じた事項については、甲、乙及び米子市が協議して定める。